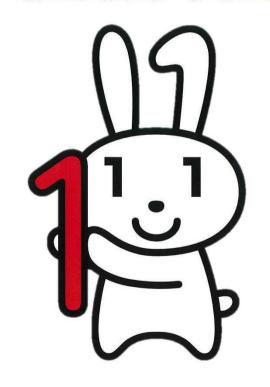
マイナンバー

社会保障·税番号制度



内閣官房 社会保障改革担当室 内閣府 大臣官房 番号制度担当室

マイナンバーは、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認 したり、行政機関から様々なサービスの お知らせを受け取ったりできます。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人にマイナンバー(個人番号)が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。 大切にしてください。

・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合 を除き、マイナンバーは一生変更されません。

